

拝啓 社長殿

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>



今回のテーマ

生命保険情報 第1号
 どんな保険に入っているのかご存知ですか？

AFP 前 嶋 真 理

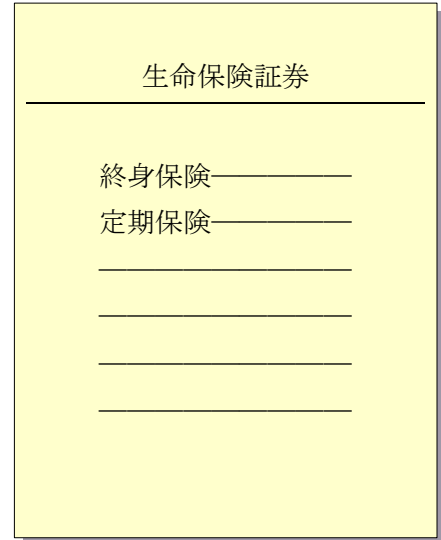
「今の加入保険で本当に良いのか知りたい」。
 「保険加入や見直しは何を基準にすればよいのか」。
 「保険料が高いので何とかしたい」。

よくこのような相談をされますが、まず、ご自身が現在どのような生命保険に入っているのかきちんと理解することが大切です。

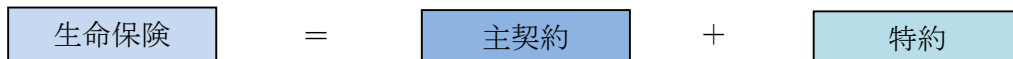
例えば、同じような生命保険に2つ入っている場合や、医療特約が途中で終わってしまうなど、ご自分で思っているものと実際の保障内容が違う場合もあります。

また、生命保険の見直しを考えるのであれば、現在の保障内容のどこかに不満があるのでしょうかから、その不満点をきちんと洗い出すことが最初の取り組みとなります。

一度、保険証券を出されて確認してはいかがでしょうか。



■ 生命保険



◇主契約（生命保険のベースとなる部分）の3つの基本型

- 定期保険 : 一定の期間内に被保険者が死亡した時、保険金が支払われる。
- 終身保険 : 被保険者が死亡した時保険金が支払われる。
- 養老保険 : 一定の期間内に被保険者が死亡した時には死亡保険金、満期まで生存した時には死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる。貯蓄性が高い。

◇特約（単独では契約できず、終身保険等の主契約に付加出来る、いわば生命保険のオプション）

- 保険会社によって様々なものがあります。例えば
- 定期保険特約、収入保障特約、特定疾病保障特約、災害割増特約、傷害特約
 - 疾病特約、災害入院特約、長期入院特約、通院特約、.....

<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第1号 電子申告の促進支援策</p>	<p>大久保 久美子</p>
<p>今年3月の確定申告の時期には、国税電子申告・納税システムである「e-Tax」の宣伝がさかんに行われていました。国税電子申告制度は平成15年に開始され、平成19年1月4日までに累計で約30万件の利用があったそうです。しかし、政府が推進しているにもかかわらず、利用が進まず、平成19年度税制改正において電子申告を促進するための改正が盛り込まれました。</p> <p>1. 電子署名の省略に関する改正</p> <p>これまで、電子申告により申告データを送信する際には、納税者の電子署名(顧問税理士がいる場合にはプラス税理士の電子署名)が必要でした。つまり、納税者も電子証明書(住民基本台帳カード)を取得し、申告データの送信時に必要となるカードリーダーを購入しなければならなかったわけです。住基カードの取得に1,000円、カードリーダーの購入に8,000円~10,000円が必要となり、そこがネックとなって利用が促進されなかったため、次のような改正が行なわれました。</p> <p>つまり、平成19年1月4日以後、税理士が納税者の申告書等を作成し、その申告データを納税者に代わって送信するときには、税理士の電子署名のみで送信が可能となり、納税者の電子署名は不要となりました。これにより、平成18年分所得税確定申告の電子申告利用件数は飛躍的に増加し、平成17年分が約35,000件だったのに対し、平成18年分は約49万件となりました。</p> <p>2. 電子申告に係る所得税額の特別控除の創設</p> <p>電子申告の普及をさらに促進させるため、平成19年度税制改正で次のような措置が講じられました。</p> <p>平成20年1月4日以後において、平成19年分または平成20年分の所得税の確定申告をする際に、納税者が電子証明書を取得し、申告データに自身の電子署名を行って、申告期限内に電子申告した場合には、5,000円(その年分の所得税額が限度です)を税額控除する制度です。</p> <p>ただし、納税者自身の電子署名が必要となりますから、税理士のみでの電子署名による申告の場合には適用がありません。</p> <p>また、この税額控除の適用を受けることができるのは、平成19年分か平成20年分のいずれか1回に限られます。平成19年分において、この税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においては、その適用を受けることはできません。</p> <p>3. 第三者作成書類の添付省略</p> <p>平成20年1月4日以後の所得税の電子申告においては、別途提出が求められた医療費の領収書等の添付書類について、その記載事項を入力して送信することにより、領収書等の提出の必要がなくなります。ただし、税務署は、内容確認のため、申告期限から3年間その書類の提出を求められますので、納税者は書類を保存しておく必要があります。</p> <p>対象となるのは、次に掲げる書類です。</p> <p>①医療費の領収書、②社会保険料控除の証明書、③小規模企業共済等掛金控除の証明書、④生命保険料控除の証明書、⑤地震保険料控除の証明書、⑥給与所得、公的年金等の源泉徴収票、⑦特定口座年間取引報告書</p>		

今回のテーマ

税制改正情報 第2号 減価償却制度の改正

税理士 朝倉令子

平成19年度の税制改正で、大きな目玉となったのが、減価償却制度の改正です。そこで、今回は、この減価償却制度の改正点について、お伝えします。

1. 改正の背景

企業のグローバル化が進む中、世界の主要国の中で日本だけが償却可能限度額を設けていたり、あるいは複雑な耐用年数といった問題を抱えているため、国際競争力の維持・強化を図るべく、国際水準に合わせる改正が行われました。

2. 償却可能限度額（95%）の撤廃及び残存価額の廃止

(1) 平成19年3月31日以前に取得した資産

平成19年3月31日以前に取得した資産については、従来通りの減価償却となります。

また、償却可能限度額（95%）まで償却が済んだ後は、残りの5%を5年間で均等償却することになります（備忘価額1円を残します）。

(2) 平成19年4月1日以後に取得した資産

平成19年4月1日以後に取得した資産については、償却方法により、次のとおりとなります。

□定額法・・・①備忘価額1円となるまで償却します。

②そのほかは従来と同様です。

□定率法・・・①定額法の2.5倍の償却率を使って定率法により償却費を計算します。

②その金額が、定額法で計算した金額より少なくなった時点で、定額法に切り替えます。

③備忘価額1円となるまで償却します。

(3) ポイントは

定率法の場合、取得後数年間は、従来の定率法で計算した償却額より新しい定率法で計算した償却額のほうが**多くなる**、ということです。

自社の実情に合わせて、償却方法の見直しを検討するのも一つの方法です。

つまり、定率法から定額法への変更、あるいは定額法から定率法への変更をすることにより、償却額が変わってきます。取得後多額の償却費を計上したいのか、その逆なのか、によって採用する償却方法が変わってきます（ただし、建物については、定額法しか選択できません）。

減価償却方法の変更は、その事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。

3. 適用時期

この制度は、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産に適用されます。つまり、平成19年4月1日以後に終了する事業年度から適用になります。

参考までに、新しい償却方法での償却限度額を以下に掲げておきました。ブルーの部分が減価償却費として計上できる金額です。

計 算 例

取得価額 100 万円の機械装置（耐用年数 10 年）の償却限度額

□定額法（償却率 0.100）

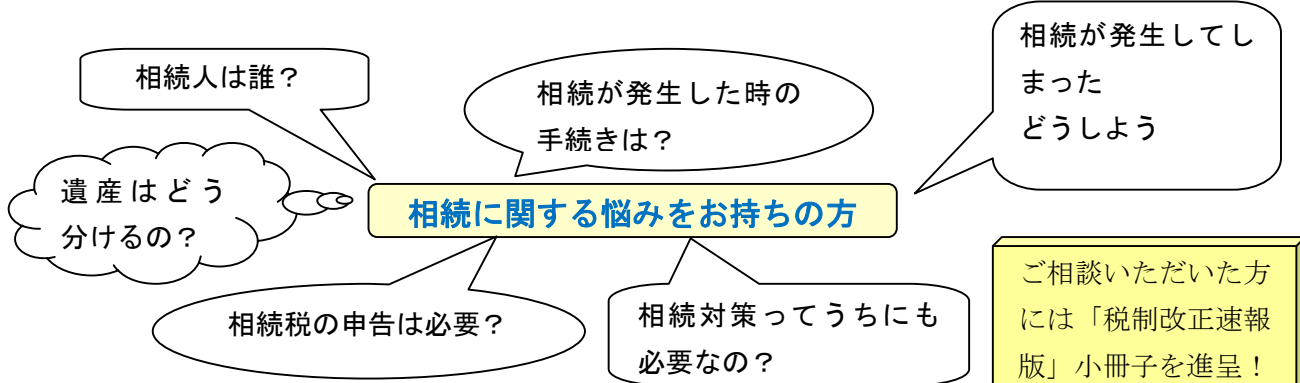
年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末簿価	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

□定額法（償却率 0.250 保証率 0.04448 改定償却率 0.334）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	25,028	18,771
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額 × 改定償却率								44,583	44,583	44,318
期末簿価	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

（「国税庁 法人の減価償却制度の改正のあらまし」より）

相続無料相談日 開催中（完全予約制 1日3組限定）



【5月の無料相談日】

日時	場所	時間
平成19年5月18日（金）	当事務所 会議室	①9：30～11：30
		②13：00～15：00
		③15：30～17：30
平成19年5月30日（水）	当事務所 会議室	①9：30～11：30
		②13：00～15：00
		③15：30～17：30

※相談時間は、1組当たり2時間とさせていただきます。2回目以降は有料となります。

※あらかじめお電話またはメールにてご予約ください。後日「ご予約券」をお送りいたします。

次号の予告

- ①基礎知識その1（法人向け個人向け生命保険の違い）、不払問題
- ②地震保険料控除の創設
- ③税法上の役員給与の取り扱い

（※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、
ご了承下さい。）

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

